

引き上げ分の地方消費税の活用について

令和元年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられました。消費税引き上げ分(2%分)による増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けられます。

消費税8%には地方消費税1.7%が含まれており、消費税10%の場合、地方消費税は2.2%になります。地方消費税の増収分0.5%についても、社会保障の充実・安定化に向けられます。

練馬区では、令和4年度決算において、地方消費税の社会保障財源額は109億6,216万円でした。これについては、下記の通り、社会保障施策に活用いたしました。

地方消費税社会保障財源分活用状況

(単位：千円)

分類	事業名	令和4年度決算額	地方消費税増収分 活用の額
社会福祉	高齢者福祉事業	2,012,233	173,795
	障害者福祉事業	22,809,457	1,970,036
	生活保護事業	33,636,570	2,905,166
	保育委託事業	31,419,420	2,713,673
社会保険	国民健康保険事業	5,760,624	497,541
	後期高齢者医療事業	8,393,427	724,934
	介護保険事業	8,424,472	727,616
保健衛生	保健予防対策事業	12,371,552	1,068,522
	健康推進事業	2,094,231	180,877
合計		126,921,986	10,962,160

※ 「引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日総務省通知)は、下記ホームページをご参照ください(Ctrlキーを押しながらクリックするとリンクします)。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000271983.pdf